百八　特発性血栓症
百九　特発性大腿骨頭壊死症
百十　特発性門脈圧亢進症
百十一　特発性両側性感音難聴
百十二　突発性難聴
百十三　難治性ネフローゼ症候群
百十四　膿疱性乾癬
百十五　嚢胞性線維症
百十六　パーキンソン病
百十七　バージャー病
百十八　肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
百十九　肺動脈性肺高血圧症
百二十　肺胞低換気症候群
百二十一　バッド・キアリ症候群
百二十二　ハンチントン病
百二十三　汎発性特発性骨増殖症
百二十四　肥大型心筋症
百二十五　ビタミンD依存症二型
百二十六　非典型溶血性尿毒症症候群
百二十七　皮膚筋炎／多発性筋炎
百二十八　びまん性汎細気管支炎
百二十九　肥満低換気症候群
百三十　表皮水疱症
百三十一　フィッシャー症候群
百三十二　封入体筋炎
百三十三　ブラウ症候群
百三十四　プリオン病
百三十五　ＰＲＬ分泌亢進症（高プロラクチン血症）
百三十六　ベスレムミオパチー
百三十七　ベーチェット病
百三十八　ペルオキシソーム病
百三十九　発作性夜間ヘモグロビン尿症
百四十　慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
百四十一　慢性血栓塞栓性肺高血圧症
百四十二　慢性膵炎
百四十三　慢性特発性偽性腸閉塞症
百四十四　ミトコンドリア病
百四十五　メニエール病
百四十六　網膜色素変性症
百四十七　もやもや病
百四十八　ライソゾーム病
百四十九　ランゲルハンス細胞組織球症
百五十　リンパ脈管筋腫症
百五十一　ルビンシュタイン・テイビ症候群

附　則

（施行期日）

1　この告示は平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　次に掲げる疾病にかかっている者であって、この告示の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条に規定する支給決定、同法第五十一条の五に規定する地域相談支援給付決定、同法第五十二条第一項に規定する支給認定、同法第七十六条第一項に規定する補装具費の支給の決定若しくは同法第七十七条若しくは第七十八条に規定する地域生活支援事業による支援又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の五に規定する通所給付決定若しくは同法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けているもの又は受けたことがあるものについては、次に掲げる疾病は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定めるものとみなす。

一　劇症肝炎
二　重症急性膵炎

○厚生労働省告示第四百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第四百八号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項及び第八十七条第一項の規定に基づき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十七年一月一日から適用する。

平成二十六年十二月十九日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正）

第一条　障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の一部を次のように改正する。

第一の一の2中「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）別表に掲げるもの」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号）に掲げる疾病」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度の一部改正）

第二条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成二十五年厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）別表に掲げる特殊の」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成二十六年厚生労働省告示第四百七十八号）に掲げる」に改める。